

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について
中間とりまとめ（素案）

平成 22 年 月

福島県環境審議会

目 次

1	産業廃棄物税の概要	-----
	(1)産業廃棄物税導入の経緯等	-----
	(2)税制度の概要	-----
	(3)他の地方公共団体における税制度	-----
2	本県の産業廃棄物の状況	-----
	(1)産業廃棄物の排出量等の状況	-----
	ア)県内排出量の状況	-----
	イ)最終処分量の状況	-----
	ウ)県内流入量・県外流出量の状況	-----
	エ)再生利用・減量化の状況	-----
	(2)不法投棄の状況	-----
	(3)廃棄物処理計画の目標達成状況	-----
	ア)県内排出量の状況	-----
	イ)最終処分量の状況	-----
	ウ)再生利用・減量化の状況	-----
3	産業廃棄物税の施行状況	-----
	(1)申告納付・申告納入の状況	-----
	(2)課税の特例の状況	-----
	(3)主な使途事業の実績	-----
4	産業廃棄物税の今後のあり方について	-----
	(1)税導入の効果	-----
	ア)県内排出量、最終処分量等に関する効果	-----
	イ)その他の効果(意識調査結果等)	-----
	(2)税制度継続の必要性	-----
	(3)今後の税制度	-----
	ア)課税方式(納税義務者、課税標準)	-----
	イ)税率	-----
	ウ)徴収方法	-----
	エ)課税の特例(自社処分、特例納付)	-----
	ウ)その他(併せ産廃の扱い)	-----
	(4)税の使途	-----
5	その他	-----

1 産業廃棄物税の概要

(1) 産業廃棄物税導入の経緯等

循環型社会の構築に向け、本県では、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等の自主的な取組みの促進や法令等に基づく規制的手法により施策の拡充を図ってきた。

平成14年12月25日の本審議会において「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例について」の答申を行った際、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、これまでの規制的手法だけでなく市場経済の原理に沿った手法、いわゆる経済的手法の導入について検討する必要があるとの提言を行った。

それを受け、平成15年5月に県で設置した「産業廃棄物税等の経済的手法のあり方検討会」やその後の本審議会等での検討を経て、最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税する福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号）が平成17年3月25日に公布され、平成18年4月1日から施行されている。

なお、産業廃棄物税は、本県独自に導入された法定外目的税（※）である。

※ 法定外目的税とは、特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を各地方自治体が条例を定めて設ける税をいう。

福島県産業廃棄物税条例の附則において、施行後5年（平成23年3月）を目途として条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、今回、平成23年度以降の産業廃棄物税のあり方について検討を行った。

(2) 税制度の概要

ア) 目的

- 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等による減量化、適正処理の促進に関する施策をより一層推進する。

イ) 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

ウ) 課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

エ) 税率

1,000円/トン

オ) 徴収方法

- 排出事業者又は中間処理事業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収（※）とする。
※ 特別徴収とは、特別徴収義務者として登録した者が納税義務者から税を徴収し、県に納める制度。
- 排出事業者又は中間処理事業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付の方法による。

カ) 課税の特例

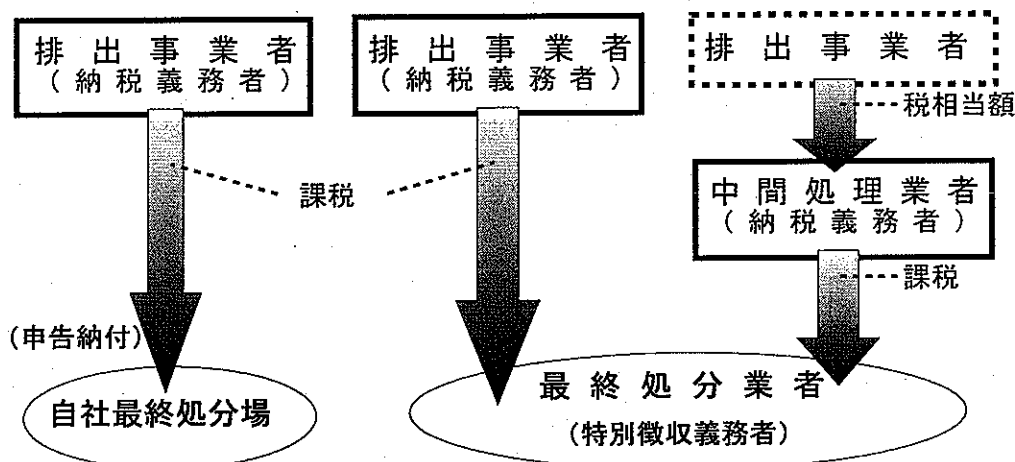
- 自社最終処分の場合は、その重量の1/2を課税標準とする。
- 排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超えた部分の1/2を課税標準とする。

キ) その他

- 下水道汚泥は課税対象
- 併せ産廃(※)は課税対象としない。

※ 併せ産廃とは、廃棄物処理法第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物処分場で併せて処理される産業廃棄物をいう。

◆税の仕組み図◆



(3)他の地方公共団体における税制度

産業廃棄物に対する課税は、平成14年度に三重県が初めて導入して以来、平成21年10月現在で本県を含む27道府県で導入されている。

また、東北地方では6県すべてで導入されている。

産業廃棄物関係税を導入している27道府県のうち、排出事業者が年間排出量等から税額を計算して県に直接申告納付する方式(事業者申告納付方式)を採用しているのは2県のみであり、これ以外の道府県は最終処分業者等を特別徴収義務者とする方式(特別徴収方式)を採用している。

また、税率は、本県を含めた全27道府県において1トンあたり千円となっている。

現時点で見直し時期を迎えた11県すべてが制度を継続しており、東北地方では青森県、岩手県、秋田県の3県が既に2期目に入っている。

なお、これまでのところ、期間延長以外で条例の改正を行った県はない。

2 本県の産業廃棄物の状況

(1) 産業廃棄物の排出量等の状況

ア) 県内排出量の状況

産業廃棄物の県内排出量は、平成15年度以降大幅な増減は見られないが、税の導入初年度である平成18年度をピークにわずかに減少している。また、火力発電所を除いた県内排出量は、平成18年度をピークに年々減少している。

これらは、主に景気の動向や社会情勢等の変化といった要因が影響していると考えられるが、産業廃棄物税の導入による効果も一定程度働いたと考えられる。

なお、火力発電所をはじめとする年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える排出事業者（特例納付事業者）で県内排出量全体の2割以上を占め、年々排出量が増加しているのに対し、特例納付事業者以外では減少傾向にある。

表1 県内排出量の推移

(単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H22 目標
排出量	8,387	8,465	8,454	8,632	8,469	8,459	8,514
前年度からの増減 (前年度比)	-	+78 (+0.93%)	△11 (△0.13%)	+178 (+2.11%)	△163 (△1.89%)	△10 (△0.12%)	-

※平成20年度は速報値

図1 県内排出量の推移

(単位：千t)

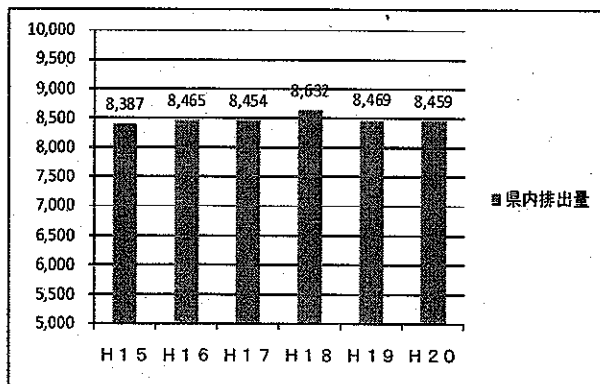


図2 火力発電所を除く県内排出量の推移

(単位：千t)

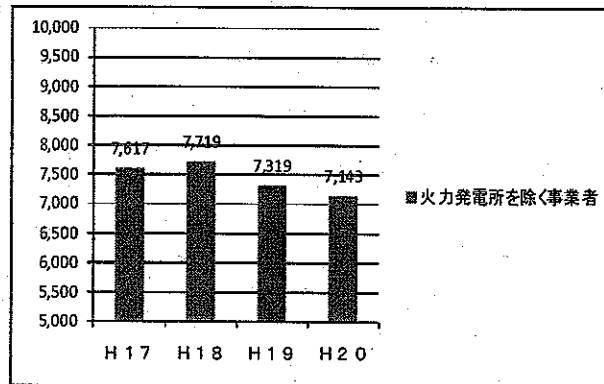
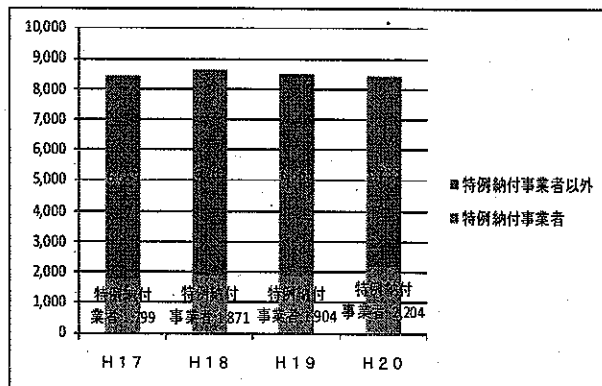


図3 特例納付事業者の県内排出量の推移

(単位：千t)



イ) 最終処分量の状況

産業廃棄物の最終処分量は、平成18年度以降増加傾向にあるが、これは火力発電所から発生する「ばいじん」のセメント等への再生利用が景気の悪化等に伴いなかなか進まないことが主な要因である。

火力発電所を除いた最終処分量は、平成18年度以降年々減少しており、ア) 県内排出量の状況と同様、主に景気の動向や社会情勢等の変化といった要因が影響していると考えられるものの、産業廃棄物税の導入による効果も一定程度働いたと考えられる。

なお、最終処分量全体の76%（平成20年度）を特例納付事業者で占めており、特に火力発電所においては平成19年度、平成20年度と大幅に最終処分量が増加しているのに対し、特例納付事業者以外では減少傾向にある。

表2 県内発生産業廃棄物の最終処分量等の推移

(単位:千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H22 目標
最終処分量 (最終処分率)	615 (7.3%)	706 (8.3%)	637 (7.5%)	613 (7.1%)	696 (8.2%)	798 (9.4%)	596 (7.0%)
前年度からの増減 (前年度比)	-	+91 (+14.8%)	△69 (△9.8%)	△24 (△3.8%)	+83 (+13.5%)	+102 (14.7%)	-

最終処分率 = (最終処分量 / 産業廃棄物の県内排出量) × 100 ※平成20年度は速報値

図4 県内産廃の最終処分量と最終処分場における埋立量の推移 (単位:千t)

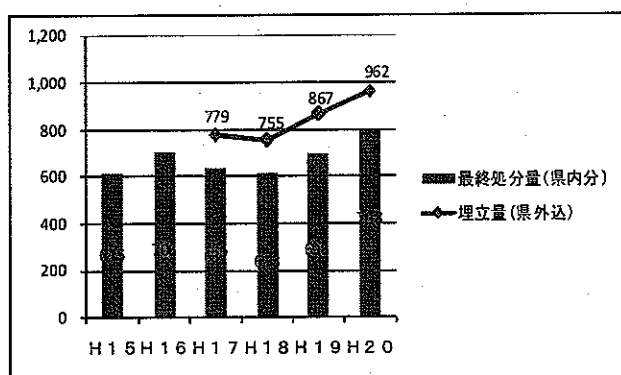


図5 火力発電所を除く県内産廃の最終処分量の推移 (単位:千t)

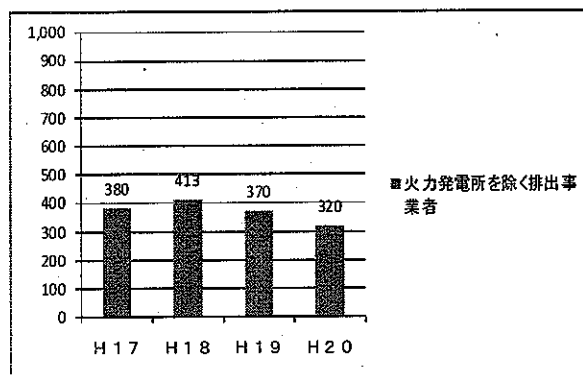
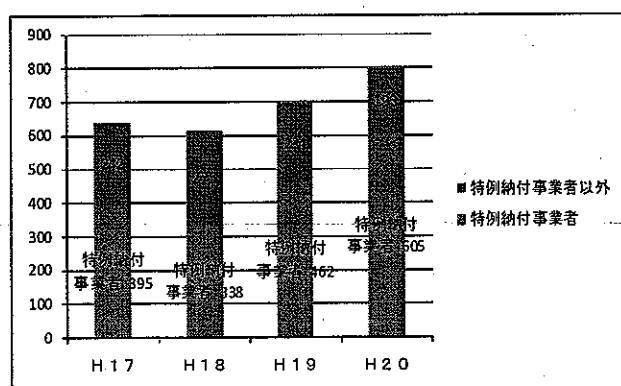


図6 特例納付事業者の最終処分量の推移 (単位:千t)



ウ) 県内流入量・県外流出量の状況

産業廃棄物の最終処分に係る県内流入量・県外流出量については、平成15年度以降大幅な増減は見られない。

表3 県内の最終処分場に県外から搬入された量 (単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
県外からの搬入量	77	-	103	138	138	121

※平成20年度は速報値

表4 県外の最終処分場で最終処分された量 (単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
県外への搬出量	14	-	19	13	12	17

※平成20年度は速報値

エ) 再生利用・減量化の状況

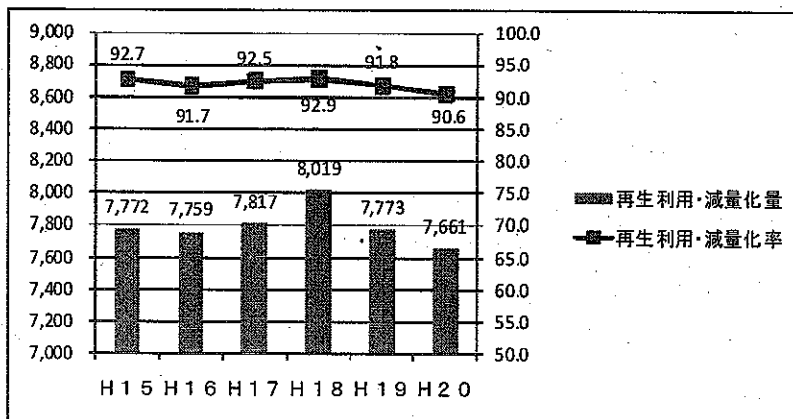
本県の再生利用・減量化率は平成15年度以降92%前後で推移していたものの、平成20年度は90.6%とやや落ち込んでいる。特に、減量化率が減少傾向にある。

表5 再生利用・減量化量等の推移 (単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H22 目標
再生利用・減量化量	7,772 (92.7%)	7,759 (91.7%)	7,817 (92.5%)	8,019 (92.9%)	7,773 (91.8%)	7,661 (90.6%)	7,918 (93%)
再生利用量	3,305 (39.4%)	3,542 (41.9%)	3,549 (42.0%)	3,371 (39.1%)	3,555 (42.0%)	3,553 (42.0%)	3,043 (36%)
減量化量	4,467 (53.3%)	4,217 (49.8%)	4,268 (50.5%)	4,648 (53.8%)	4,218 (49.8%)	4,108 (48.6%)	4,875 (57%)

※平成20年度は速報値

図7 再生利用・減量化量等の推移 (単位：千t、%)



(2) 不法投棄の状況

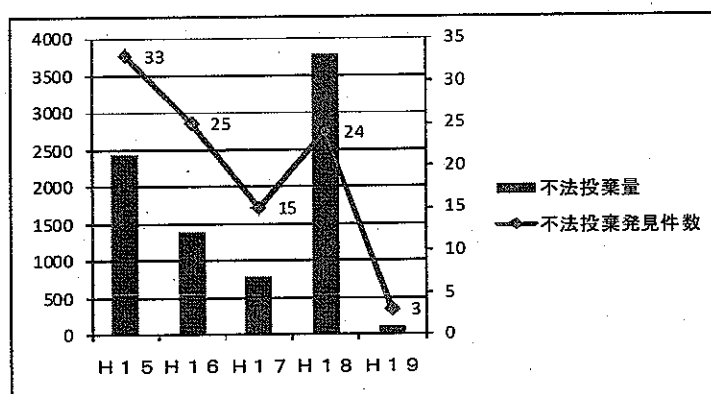
平成18年度以降、産業廃棄物税を活用し、不法投棄監視体制の大幅な強化を図った結果、産業廃棄物の不法投棄は減少傾向にあり、税導入による一定の効果があつたといえる。

表6 不法投棄発見、投棄量の推移

(単位：件、トン)

	H15	H16	H17	H18	H19
不法投棄発見件数	33	25	15	24	3
投棄量	2,441	1,390	796	3,796	123

図8 不法投棄発見、投棄量の推移 (単位：件、トン)



※産業廃棄物は投棄量が10トン以上、特別管理産業廃棄物は全てについての発見件数及び量

(3) 廃棄物処理計画の目標達成状況

ア) 県内排出量の状況

福島県廃棄物処理計画において設定された平成22年度目標値(8,514トン)に対しては、順調に推移しているといえるが、今後も産業廃棄物税を活用しながら再使用・再商品化が可能な製品開発の積極的な促進など、製造段階からの発生抑制をより一層推進する必要がある(2(1)ア)表1参照)。

イ) 最終処分量の状況

福島県廃棄物処理計画において設定された平成22年度目標値(596トン)の達成に向けて、今後も産業廃棄物税を活用しながら産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルをより一層推進し、最終処分量の抑制に努めていく必要がある(2(1)イ)表2参照)。

ウ) 再生利用・減量化の状況

福島県廃棄物処理計画において設定された平成22年度目標値(再生利用・減量化率93%)を達成するために、今後も産業廃棄物税を活用しながら産業廃棄物の再生利用、減量化をより一層推進していく必要がある(2(1)ウ)表5参照)。

3 産業廃棄物税の施行状況

(1) 申告納付・申告納入の状況

産業廃棄物税は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため、本県独自に導入された法定外目的税である。

現在、県内の特別徴収義務者数は23（施設数26）であり、自社処分業者は16（施設数20）、特例納付事業者（※）は4（施設数4）となっている。

主として、最終処分業者が納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から特別徴収を行い「申告納入」しているところであり、排出事業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）については、納税義務者自らが「申告納付」を行っている（1（2）税の仕組み図参照。）

これまでのところ適切に申告納付・申告納入が行われている。

※ 特例納付事業者とは、課税標準の特例（年間最終処分量1万トンを超える場合は超える部分の1/2を課税標準とする）を受けるために知事の承認を受けた事業者をいう。

各年度の収入状況等は表7のとおりである。

初年度である平成18年度の税収額は3億8千万円であるのに対し、翌19年度の税収額は5億7千万円とかなり開きがあるが、本税は3か月分をまとめて翌月納入納付することとなっており、平成19年1月から3月までの3ヶ月分は平成19年度の歳入として取り扱われたためである。

したがって、平成18年度は3四半期分の税収、平成19年度以降は4四半期分の税収となっている。

また、会計処理の透明性を確保するため、産業廃棄物税基金を設け適正に管理している。

なお、平成18年度、平成19年度は、制度開始後間もないこともあり、税収に対して事業充当額が十分とはいえなかったが、平成20年度以降は、税収に見合った事業充当を行っている。

表7 税収等の推移

（単位：千円）

	H18 決算	H19 決算	H20 決算	H21 当初予算
税 収 額 (a)	379,567	570,641	604,211	530,000
歳 出 還 付 ※ (b)	-	302	33	-
徴 税 費 用 (7%) (c)	26,570	39,924	42,293	37,100
基金利息積立 (d)	167	1,078	2,135	1,947
事業充当額 (e)	206,956	301,077	537,297	579,970
基金残高 (f) = (a) - (b) - (c) + (d) - (e) + 前年度の基金残高	146,208	376,624	403,347	318,224
(単年度の基金残高)	(146,208)	(230,416)	(26,723)	(△85,123)

※歳出還付とは、特別徴収義務者が過年度に納付した税のうち、排出事業者の倒産等により徴収不能となった分を還付するもの。

(2) 課税の特例の状況

3 (1) 表7で示した税収額のうち、課税の特例を受ける自社処分業者、特例納付事業者ごとの収入状況の推移は表8のとおりであり、特例納付事業者からの税収が大幅に増加している。なお、平成21年度の当初予算ベースではいずれも減少する見込みとなっている。

表8 税収等の推移

(単位：円)

年 度	18決算	19決算	20決算	21当初
特別徴収義務者	282,916,226	413,483,168	376,276,212	333,711,000
自社処分業者(※)	5,793,995	3,864,344	4,013,337	3,289,000
特例納付事業者	90,857,127	153,293,494	223,921,617	193,000,000
合 計	379,567,348	570,641,006	604,211,166	530,000,000

※(注) 特例納付事業者を除く

(3) 主な用途事業の実績

産業廃棄物税収の目的別の事業充当額は下記の表のとおりである。

平成18年度の事業充当額は9事業で2億7百万円であったが、平成19年度は14事業で3億百万円、平成20年度は29事業で5億3千7百万円と、順次、充実が図られている。

(単位：千円)

目 的 別	H18 決算	H19 決算	H20 決算	3カ年 合計
産業廃棄物排出量の抑制	35,651 2事業	98,426 3事業	132,703 4事業	266,780 9事業
リサイクル(物質循環)の推進	3,749 1事業	10,077 1事業	13,396 3事業	27,222 5事業
産業廃棄物処理施設の整備促進	4,158 1事業	30,165 4事業	122,673 8事業	156,996 13事業
産業廃棄物に関する県民理解の促進	3,173 1事業	3,382 1事業	30,893 6事業	37,448 8事業
不法投棄の未然防止	132,712 2事業	125,568 2事業	201,760 5事業	460,040 9事業
その他産業廃棄物税の目的に適合する 事業	27,513 2事業	33,459 3事業	35,872 3事業	96,844 8事業
合 計	206,956 9事業	301,077 14事業	537,297 29事業	1,045,330 52事業

平成18年度からの3カ年で、産業廃棄物税を活用した主な事業は下記のとおりである。

産業廃棄物排出量の抑制

266,780千円

○産業廃棄物減量化・再資源化技術支援事業（商工労働部）

県ハイテクプラザにおいて、排出事業者等による産業廃棄物の減量化、再資源化の取組み（「酸化セリウム系ガラス研磨剤のリサイクル」の研究）に対し、技術面からの支援を行った。

○産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業（商工労働部）

産業廃棄物の排出を抑制する製造技術、または再利用が進んでいない産業廃棄物の再利用技術を開発する企業等を公募し、審査会による選定のうえ補助金を交付した。

（補助件数）⑱8事業者、⑲7事業者、⑳11事業者

○産業廃棄物抑制及び再利用施設整備等支援事業（生活環境部）

排出事業者が排出抑制等を目的とした施設や設備を整備する場合に補助金を交付した。（補助件数）

⑩2事業者、⑲3事業者、⑳5事業者

○農業用使用済プラスチック総合対策事業（農林水産部）

農業用使用済プラスチックの適正処理やリサイクルを推進するため、普及啓発活動を実施した。また、土壌中の微生物によって分解される生分解性マルチの導入団体等に補助金を交付し、産業廃棄物の排出抑制を図った。

（補助件数）⑳4件

リサイクル（物質循環）の推進

27,222千円

○産業廃棄物減量・リサイクル総合対策事業（生活環境部）

「うつくしま、エコ・リサイクル製品」の利用拡大を図るため、製品の認定、普及啓発等に総合的に取り組んだ。（認定件数）⑳累計：52製品

○食品リサイクル促進事業（農林水産部）

県内における食品廃棄物の発生量及び再生利用等の実態等を把握するとともに、食品リサイクル促進のための普及啓発に努めた。また、食品廃棄物の飼料化に必要な技術開発及び飼育実証試験等を行った。

産業廃棄物処理施設の整備促進

156,996千円

○産業廃棄物排出事業者適正処理推進事業（生活環境部）

産業廃棄物の排出事業者を訪問し、産業廃棄物の適正処理マニュアルを基に、助言等を行った。

（訪問事業場数）⑲2, 200箇所、⑳2, 457箇所

○ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業（生活環境部）

中間処理業者が有価物として販売する中間処理物におけるダイオキシン類等の有害物質調査を行うとともに、最終処分場に埋め立てされる燃え殻及び最終処分場からの放流水に含まれるダイオキシン類の濃度調査を行った。

○産業廃棄物最終処分場環境ホルモン等影響調査事業（生活環境部）

環境ホルモン等の化学物質が野生生物や生態系へ及ぼす影響を未然に防止するため、発生源対策として最終処分場における排出実態等を調査し、排出抑制対策を推進した。

○産業廃棄物関係モニタリング機能強化事業（生活環境部）

産業廃棄物焼却炉や最終処分場等の排出基準の遵守、周辺環境汚染の有無を確認するため、放流水や土壌等の調査分析に必要な機器を整備した。

○ダイオキシン類発生源総合調査事業（生活環境部）

産業廃棄物の焼却施設について、排出ガス、放流水、周辺大気、周辺土壌の調査を行い、ダイオキシン類に係る環境基準等の適合状況を把握した。

○アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業（生活環境部）

石綿含有廃棄物処理施設や建築物等の解体工事現場等周辺の大気中アスベスト濃度を測定し、アスベストの飛散状況を把握するとともに、事業者への指導を徹底して健康被害の防止を図った。

産業廃棄物に関する県民理解の促進

37,448千円

○廃棄物関係環境教育推進事業（生活環境部）

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物等の発生から処理又はリサイクルまでの一連の過程を親子で学ぶ見学会を開催するなど、廃棄物の処理に関する正しい知識と必要性について啓発を図った。

○ふくしま環境・エネルギーフェア開催事業（生活環境部）

地球温暖化対策を県民運動として展開するため、廃棄物減量化、リサイクル、省エネルギー、新エネルギーなど環境・エネルギーの総合的なイベントを開催した。

○「もったいない」の心が生きる社会づくり事業（生活環境部）

廃棄物の減量化及び有効利用を図るため、絵画コンクールなどを通し「もったいない運動」の推進を図った。

不法投棄の未然防止

460,040千円

○不法投棄防止総合対策事業（生活環境部）

不法投棄監視員や監視カメラの設置など、不法投棄の未然防止対策の強化、早期発見体制の充実を図るとともに、不法投棄防止活動を行っている団体に補助金を交付するなど不法投棄防止のための総合的な対策を実施した。

○産業廃棄物優良処理業者等育成支援事業（生活環境部）

処理業者の優良性の判断に係る評価制度への参加を目指す処理業者を支援するとともに、適正処理のための技術開発を行う処理業者に対して補助金を交付した。

（補助件数） ⑩2事業者、⑪1事業者、⑫2事業者

○産業廃棄物処理業務研修会開催事業（生活環境部）

産業廃棄物の適正処理等を学んでもらうため、排出事業者や産業廃棄物処理業者を対象とした研修会を開催した。

その他産業廃棄物税の目的に適合する事業

96,844千円

○産業廃棄物不法投棄防止広報事業（生活環境部）

産業廃棄物に対する意識を高め、適正処理の推進を図るため、産業廃棄物の不法投棄防止などについて、排出事業者及び県民に対し、新聞による広報を行った。

○産業廃棄物税交付事業（生活環境部）

中核市（郡山市、いわき市）が行う、産業廃棄物税の目的に合致した事業の実施に対し、交付金を交付した。

産業廃棄物税充当事業一覧【決算額】

単位:千円

部局名		事業名	18年度	19年度	20年度	3カ年合計
1 産業廃棄物排出量の抑制			35,651	98,426	132,703	266,780
①産業廃棄物排出量の抑制、排出量の削減への技術的・経済的支援			35,651	98,426	132,703	266,780
商工労働部	産業廃棄物減量化・再資源化技術支援事業			14,122	10,531	24,653
商工労働部	産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業	20,029	46,701	29,257	95,987	
生活環境部	産業廃棄物抑制及び再利用施設整備等支援事業	15,622	37,603	87,820	141,045	
農林水産部	農業用使用済プラスチック総合対策事業			5,095	5,095	
2 リサイクル(物質循環)の推進			3,749	10,077	13,396	27,222
①リサイクル技術の導入支援			3,749	10,077	6,157	27,222
生活環境部	産業廃棄物減量・リサイクル総合対策事業	3,749	10,077	6,157	19,983	
②環境産業の育成					1,988	1,988
土木部	うつくしま、エコ・リサイクル製品活用促進事業			1,988	1,988	
③企業間の情報交換ネットワーク構築					5,251	5,251
農林水産部	食品リサイクル促進事業			5,251	5,251	
3 産業廃棄物処理施設の整備促進			4,158	30,165	122,673	156,996
①産業廃棄物処理業者の情報公開支援			4,158	1,731	1,735	7,624
生活環境部	産業廃棄物業者情報提供環境整備事業	4,158	1,731	1,735	7,624	
②処分場への不安感の払拭				28,434	120,938	149,372
生活環境部	産業廃棄物排出事業者適正処理推進事業		17,068	23,299	40,367	
生活環境部	ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業		6,850	9,107	15,957	
生活環境部	産業廃棄物最終処分場環境ホルモン等影響調査事業		4,516	11,936	16,452	
生活環境部	産業廃棄物関係モニタリング機能強化事業			48,179	48,179	
生活環境部	ダイオキシン類発生源総合調査事業			8,820	8,820	
生活環境部	アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業			15,970	15,970	
生活環境部	産業廃棄物排出事業場等に係る水質保全対策事業			3,627	3,627	
③処分場の周辺環境整備						
4 産業廃棄物に関する県民理解の促進			3,173	3,382	30,893	37,448
①産業廃棄物に関する県民理解の促進、環境教育・学習の振興			3,173	3,382	30,893	37,448
生活環境部	廃棄物関係環境教育推進事業	3,173	3,382	3,411	9,966	
生活環境部	地球温暖化防止のための「福島議定書」事業			4,137	4,137	
生活環境部	体験的環境教育指導員トレーニング講座事業			1,492	1,492	
生活環境部	ふくしま環境・エネルギーフェア開催事業			12,030	12,030	
生活環境部	「もったいない」の心が生きる社会づくり事業			8,600	8,600	
生活環境部	廃棄物排出事業者排出減量化対策事業			1,223	1,223	

5 不法投棄の未然防止		132,712	125,568	201,760	460,040
①不法投棄防止対策の強化		127,445	122,814	182,154	432,413
生活環境部	不法投棄防止総合対策事業	127,445	122,814	182,154	432,413
②優良な処理業者の育成		5,267	2,754	6,692	14,713
生活環境部	産業廃棄物優良処理業者等育成支援事業	5,267	2,754	4,440	12,461
生活環境部	化学物質安全・安心社会づくり促進事業			2,252	2,252
③事業者に対する啓発				12,914	12,914
生活環境部	産業廃棄物管理票普及啓発事業			7,693	7,693
生活環境部	産業廃棄物処理業務研修会開催事業			5,221	5,221
6 その他産業廃棄物税の目的に適合する事業		27,513	33,459	35,872	96,844
生活環境部	産業廃棄物不法投棄防止広報事業		5,591	5,591	11,182
生活環境部	産業廃棄物排出処理状況確認調査事業	2,966	2,868	5,281	11,115
生活環境部	産業廃棄物税交付事業	24,547	25,000	25,000	74,547
合計		206,956	301,077	537,297	1,045,330

4 産業廃棄物税の今後のあり方について

(1) 税導入の効果

ア) 県内排出量、最終処分量等に関する効果

イ) その他の効果（意識調査結果等）

(2) 税制度継続の必要性

(3) 今後の税制度

ア) 課税方式（納税義務者、課税標準）

イ) 税率

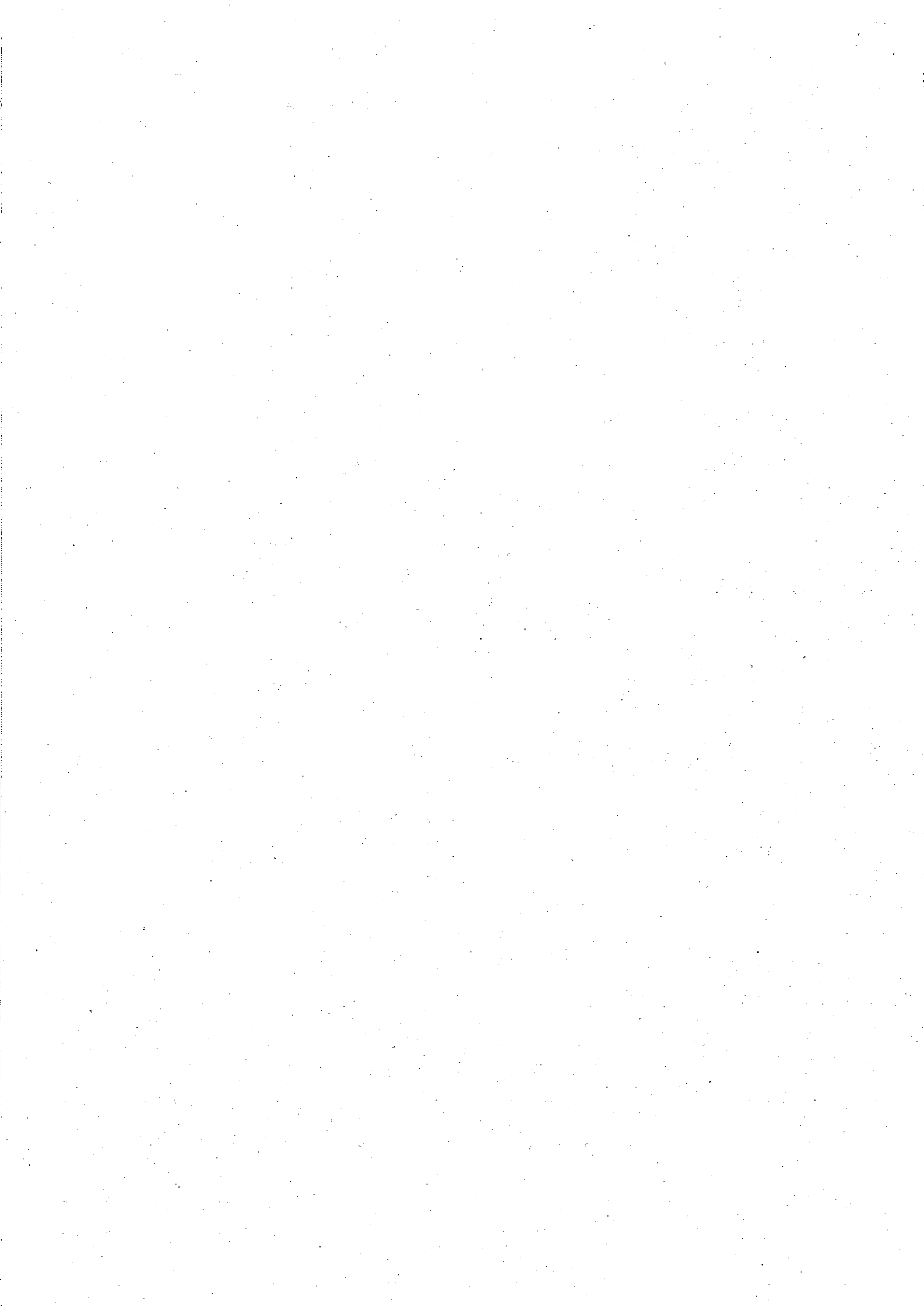
ウ) 徴収方法

エ) 課税の特例（自社処分、特例納付）

ウ) その他（併せ産廃の扱い）

(4) 税の使途

5 その他



**産業廃棄物税に関する
排出事業者等からのヒアリング結果**

産業廃棄物税に関する排出事業者等からのヒアリング結果について

平成21年11月19日～平成21年12月7日に、排出事業者等16社及び中核市2市を訪問し産業廃棄物税に関するヒアリングを行った。

(1) 産業廃棄物の排出事業者

◆産業廃棄物の多量排出事業者（7社）

(2) 産業廃棄物を中間処理又は最終処分をしている事業者

◆受入量が多く、多様な種類の産業廃棄物を処理している中間処理事業者（5社）

◆最終処分の処理量が多い最終処分事業者（5社、うち1社は中間処理業を兼ねる）

(3) 中核市（郡山市及びいわき市）

産業廃棄物排出量（処理量）の今後の見込みについて

排出事業者

<増加する>

- 生産が少しずつ上向きのため増加傾向。

<減少する>

- 火力発電所はベース電源であるため発生量に大幅な変動はないが、燃え殻を大口需要先への売却する計画であり、排出量は多少減少。
- 工場の設備を縮小したため7割まで減少。

<変わらない>

- これまでもリサイクルに努めており、大幅に廃棄物を減らすことは困難。
- 石炭灰の発生は長期的には減少するが、ここ数年は現状維持。
- 発電量は変わらず今後も大幅な変動はない。（ただし、有効利用先のセメント生産の落ち込みのため、燃え殻、ばいじんの埋立量は増える可能性がある。）
- 生産量、販売量に左右されるが、ほぼ横ばい。

中間処理業者

<増加する>

- 難処理廃棄物の安全な処理に対する需要増により微増。

<減少する>

- 景気後退、リサイクルの浸透により減少。
- さらなる経済状況の悪化により減少。
- 経済低迷、生産拠点の海外移転により現状維持か減少。

<その他>

- 景気の影響から今年度は6割程度まで減少したが今後は回復。

最終処分業者

<減少する>

- 長引く不況、リサイクルできる品種の増加、廃棄物の分別精度の向上により、今後も徐々に減少。
- 経済活動の低下、県外物の搬入規制により減少。

<変わらない>

- 景気の動向に大きく左右されるが概ね横ばい。

<その他>

- 埋立は去年10月から急激に減少。今後1年くらいは現状のままでその後微増。

産業廃棄物税額について

排出事業者

<高い>

- 高い

<適正>

- 適正（ほか同意見1件）
- 他県並みであり適正ではあるが、当社の納税額全体としては高額。

<その他>

- 他道府県と同額ではあるが、当社の納税額全体でみると高額負担。
- 比較するものがないため判断困難。
- 全国一律に税制度を導入した上で税額を検討すべき。

中間処理業者

<高い>

- 高い（ほか同意見1件）

<適正>

- 適正

<その他>

- 税の用途が一般に知られていないため判断不可。
- 高い、安いは税の使われ方次第。

最終処分業者

<高い>

- やや高い（税はなるべく安い方がいい）

<適正>

- 妥当
- 高いが、税の有効活用ができれば良い。

<その他>

- 県外の廃棄物と県内の廃棄物にかかる税額は変えるべき。また、県外物の搬入規制は撤廃すべき（ほか同様の意見2件）。

税収の活用のあり方について

排出事業者

<施設整備や技術開発への支援>

- 排出抑制、減量化等の促進のための技術開発への支援（ほか同意見2件）。
- 排出抑制、減量化等効果の高い施設整備への支援（ほか同意見1件）

<その他>

- リサイクル製品の認定や普及・利用促進（ほか同意見1件）
- 不法投棄業者の取り締まり強化
- 県による廃棄物の減量化・リサイクル等施設の建設・管理。
- 近県のリサイクル等処理施設に関する情報提供。
- 一年中いつでも申請が可能な施設整備等への補助制度。

中間処理業者

<施設整備や技術開発への支援>

- 処理業者のリサイクル、溶融固化施設の整備費用への支援
- 廃棄物処分に付随して発生する排ガス、排水、廃熱等の利用及びそれらの環境負荷低減に関する技術開発費用への支援
- 廃棄物のリサイクルに関する技術開発費用への支援
- 処理困難廃棄物に関する処理技術開発費用への支援

<その他>

- 排出事業者に対する産業廃棄物の教育及び広報
- 税の適正な負担のため、税そのものの広報
- 排出事業者に対する適正処理の指導、普及啓発（ほか同意見1件）
- 廃棄物処理施設の周辺景観（公園、緑化、構造物等）の改善・維持費用への支援
- 環境教育費用（学生、子ども、地域住民等）への支援

最終処分業者

- 不法投棄防止対策
- 環境保全全般や不法投棄物の撤去などに一般財源として広く活用
- 処分場の景観など環境整備
- 処分場は設置地域の理解と協力が不可欠であるため、設置地域へ税の一部を還元

中核市

- 不法投棄の原因者が不明で周辺環境への影響が懸念される場合における、不法投棄物の撤去に要する費用（ほか同様の意見1件）
- 不法投棄の原因者等による撤去が長期間になる場合における、市が行う周辺環境影響調査（水・大気）に要する費用

税導入の効果について

排出事業者

<何らかの効果があった>

- リサイクルへの意識改革につながり、埋立処分が削減
- 処理コストや減量化等に対する社員の意識改革につながった（ほか同様の意見1件）。
- 中間処理施設（焼却）による減量化と廃熱回収を実施
- 有効利用拡大に向けて努力中

<特になかった>

- これまでもリサイクルの努力をしてきたので、特に税による効果はない。

中間処理業者

<何らかの効果があった>

- 減量化、再生利用等が進んだ。
- 意識してリサイクル等にまわすようになり最終処分量が減った。
- 税の効果かどうかは不明だが、事業者からのリサイクルの希望・相談は増えており、明らかに意識は高まっている（ほか同様の意見1件）。

<特になかった>

- 特に効果は感じない。

最終処分業者

<何らかの効果があった>

- 税の効果かどうか不明だが、事業者からの減量化等処理についての相談が結構ある。最終処分量も減少。

<特になかった>

- 特になし（ほか同様の意見2件）。

自社最終処分の特例措置について

排出事業者

<継続>

- 今後も継続すべき（ほか同意見3件）。
- 発電コストは最終的には電力消費者が負担することになるため、公共性の高い事業については、現状以上の特例措置をお願いします。
- 自社最終処分は処理業として埋め立てているわけではないため、さらに特例措置を強化すべき。

中間処理業者

<廃止>

- 自社処分についても一律に課税すべき（ほか同意見1件）。

<継続>

- 継続でよい。

最終処分業者

<廃止>

- 自社処分であっても埋めるという行為に変わりなく、廃棄物を減らすという観点では一律に課税すべき。

<継続>

- 焼却及び分別により埋立量を抑制し最終処分場の延命に努める処分業者（中間処理も行う最終処分業者）にも1/2を課税標準とする特例措置を設けてほしい。
- さらに強化すべき。

1万トンを超える場合の特例措置について

排出事業者

<廃止>

- 廃棄物を多く出しているのだから一律に課税すべき。

<継続>

- 今後も継続すべき（ほか同意見2件）。
- さらに強化すべき。
- 発電コストは最終的には電力消費者が負担することになるため、公共性の高い事業については、現状以上の特例措置をお願いする。

中間処理業者

<廃止>

- 廃止すべき（ほか同意見1件）。

<継続>

- 今後も継続すべき。
- 可能な限りの軽減が望ましい。

最終処分業者

<廃止>

- 大量排出事業者への軽減措置は、産業廃棄物の排出抑制という税の趣旨に反する。

<継続>

- 今後も継続すべき。
- さらに強化すべき。

税の処理料金への転嫁について

中間処理業者

<一部でも転嫁している>

- 排出事業者の理解により転嫁できる場合もあるが、原則当社負担。
- 新規取引先は中間処理料金に含めて請求。継続取引先は事実上値引き。
- 競争の原理から、税を転嫁しているのは2～3割。

<転嫁していない>

- 転嫁できない。排出事業者の納得を得ることが難しい。競争原理の中でトン千円分の値下げで対応。

その他自由な意見

排出事業者

<税の用途等の開示について>

- 税の用途や収支明細、税導入による効果について、県民や納税者にきめこまやかに情報提供してほしい（ほか同様の意見4件）
- 産業廃棄物関連の研修会で税の用途について知った。今後もこのような研修会を開催してほしい。

<その他>

- 産業廃棄物の処分に高額な費用を負担しており、加えて課税されることは事業者にとって負担が大きい。

中間処理業者

- リサイクルを進めるためにも、混合廃棄物（分別されていない廃棄物）は分別等が大変なので、中間処理前でも課税するなどしてコスト意識を高めるべき。
- 排出事業者への直接納税の仕組みづくりを進めてほしい。

最終処分業者

<税の用途等の開示について>

- 税の用途や税による効果などを納税者に開示して理解を得ることが必要。税により不法投棄が減ったとなれば納税する側も税の効果を実感できる。
- 税について知らない小規模の排出事業者のため、税の周知とパンフレットの配布をお願いしたい。

<その他>

- 産業廃棄物税を処理するための会計ソフトの組み替え費用の助成をお願いしたい。

中核市

- 交付金を活用した不法投棄対策事業を行っており、この継続的な事業実施のためにも平成23年度以降の税制度延長を望む。
- 税の導入により、税逃れの不法投棄や、課税されない区域への流出が考えられるため、全国的に統一した税制度のあり方を検討する必要がある。また、税を負担する排出事業者への直接的なインセンティブを検討した方が良い。

